

論 文

発達障害児に対する「気になる段階」からの支援  
— 就学前施設における対応困難な実態と対応策の検討 —

渡 辺 顕一郎

日本福祉大学 子ども発達学部

田 中 尚 樹

特定非営利活動法人アスペ・エルデの会

A Study on Support for Children with Developmental Disorders  
from a Stage of Their Diagnoses are Indefinite:  
Research on Difficulties and a Better Way of Care  
in Preschools and Child-care Centers

Kenichirou WATANABE

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Naoki TANAKA

Asperger Society Japan

Keywords : 発達障害児, 気になる子ども, 保育者, コンサルテーション, ペアレントトレーニング

要 旨

本研究では、発達障害児への支援に関して、保育所・幼稚園などの就学前施設の保育者が経験する困難を明らかにした上で、他の専門機関・専門職との連携によって保育の質的向上を図るための対応策を検討した。

先行研究及び実態調査に基づき、保育者は必ずしも発達障害に関する十分な専門知識を有しているわけではなく、職員配置などの物理的制約も相まって、子どもが診断や指摘を受ける前段階から困難を経験する傾向が明らかになった。また保護者への対応についても、助言を受け入れてくれないなどの拒否的・防衛的な反応が示される場合があり、保護者支援における対応困難な実態も明

らかになった。

保育者に対しては、支援者支援の観点からコンサルテーションが必要であり、また保護者の理解を高め、保育者との協力関係を形成するために、地域の支援システムにペアレントトレーニングを組み込む必要性についても言及した。

はじめに

幼児期に「気になる子ども」として報告される事例には、保育士や幼稚園教諭などが「発達障害ではないか」と疑う子どもが少なからず含まれている。こうした子どもに見られるのは、知的発達の遅れよりも、落ち着きが

ない、集団に適應できないなどの行動特徴である場合が多い。

他方、近年では発達障害の「早期発見・早期療育」が課題となっており、3歳児までの乳幼児健康診査でのスクリーニングの精度を高めるほか、「5歳児健診」などに取り組む自治体も増えている。しかし、それでもなお発達の早期段階での障害の見極めは容易ではなく、保育所・幼稚園などでの集団生活においていわゆる“問題行動”が顕在化し、保育者が対応に苦慮する事例が報告されるようになってきている。

本研究では、先行研究及び実態調査に基づき、就学前施設の保育者が子どもの発達に関して何らかの気づきを得た段階から、その後の支援過程に至るまでに直面する困難を明らかにする。その上で、他の専門機関・専門職との連携を通して保育者を支援する観点から、発達障害児の保育の質的向上に向けた対応策を検討する<sup>1)</sup>。

## 1. 先行研究に基づく検討

### (1) 「気になる子ども」の特徴

保育所・幼稚園などの就学前施設において、「気になる子ども」と呼ばれる幼児には、発達障害に類似する特徴がみられる場合が少なくない。たとえば本郷ら(2003)は、気になる子どもを「調査時点では何らかの障害があるとは認定されていないが、保育者にとって保育が難しいと考えられている子ども」と定義し、保育所の保育者141名を分析対象とした調査を実施した。その結果、保育者から見た子どもの特徴として、「対人的トラブル」「落ち着きのなさ」「状況への順応性の低さ」「ルール違反」などを報告している<sup>2)</sup>。

また、池田ら(2007)が、保育所勤務5年以上の保育者124名から回答を得た調査では、85名が気になる子どもについて問題や悩みがあると回答し、子どもに見られる特徴として「ことば・コミュニケーションに関する問題」「行動に関する問題」「社会性・対人関係に関する問題」「情緒に関する問題」などが挙げられている。加えて、軽度発達障害の特徴をもつ「気になる子ども」が、以前よりも増えていると感じている保育者が少なくないことも報告されている<sup>3)</sup>。

また、下野ら(2007)が、保育所59か所の保育者166名を分析対象とした調査では、気になる子どもの特徴として「衝動性・多動性」「見通しのもてなさ」「自己コントロールの弱さ」「注意の問題」が挙げられている。た

だし、子どもの行動特徴の要因として軽度発達障害の可能性を示唆しつつも、家庭環境の影響にも言及しており、両側面から捉える必要性を指摘している<sup>4)</sup>。

これらの研究に見られるように、いわゆる「気になる子ども」とは、保育者にとって発達障害が疑われる子どもである場合が少なくない。他方、家庭環境による影響も考慮しなくてはならず、とりわけネグレクトなどの児童虐待によって発達障害に類似する行動特徴が現れる可能性も指摘されている<sup>5)</sup>。このように、保育所・幼稚園などの就学前施設では、発達障害に関する多様な情報が断片的に伝わってくる中で、保育者が余計に戸惑う状況が起こりやすくなっていると想像される。

なお、発達障害児が潜在的に増えているかどうかに関しては、最新の研究動向においても十分には解明されていない<sup>6)</sup>。近年、発達障害の診断が確立される中で、いわゆる“問題行動”を示す子どもに対して、現場の保育者が以前よりも「障害ではないか」と認識し、敏感に反応しやすくなっている側面もあると考えられる。いずれにしても、保育者にとって対応が難しい子どもの支援を、就学前施設の中だけで抱え込むことには限界があると考えられる。

### (2) 就学前施設における保育の難しさ

三沢ら(2005)が保育所・幼稚園の保育者296名を対象に行った調査では、発達障害に限らず、障害児保育を担当することに不安を感じていると回答した者が58%(171名)であった。具体的な不安として最も多かったのが「障害児への接し方・かかわり方がわからない」であり、障害児保育の初歩的な段階での不安が大きいことが指摘されている<sup>7)</sup>。

気になる子どもを保育する上での困難については、平野ら(2012)が岐阜県下において1267名の保育士・幼稚園教諭から回答を得た調査によって具体的に示されている。回答が多かったものから順に、「丁寧にかかわってあげられない」「対応の仕方がわからない」「目が離せない、危険で気が抜けないなど物理的な意味で困っている」などとなっており、対応の仕方だけでなく、職員配置などの物理的制約が困難を生じさせる様子もうかがえる<sup>8)</sup>。

そもそも保育士あるいは幼稚園教諭の養成教育において、障害児保育に関する学習時間・学習内容ともに十分であるとは言い難い。障害児(あるいはその可能性があ

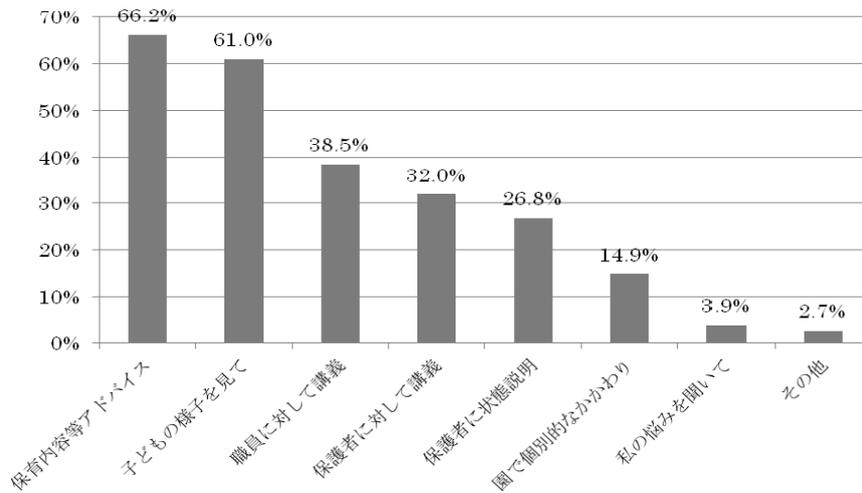


図1 専門機関への期待

出典：久保山茂樹，齊藤由美子，西牧謙吾，當島茂登，藤井茂樹，滝川国芳（2009）『「気になる子ども」「気になる保護者」についての保育者の意識と対応に関する調査：幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言』『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』36, p69.

る子ども)の保育に際しては、相応の配慮や工夫が求められるのだが、そのための専門性を習得する機会が不足しているのである。通常、就職後の職員研修などが補足的な学習機会となるのだが、先の調査では、そのような機会すらも十分ではないことを反映するような結果が示されている。

こうした現状において、外部の専門機関との連携・協力関係を図りつつ、子どもの保育をより効果的に行う必要性が高まっている。その具体的な方法の一つとして、専門機関から就学前施設に職員を派遣し、保育者の相談に応じたり助言などを行う「コンサルテーション」が注目されつつある。先述の本郷らの研究では、保育所では施設内だけで子どもや保護者への対応に迫られている傾向があることをふまえ、保育コンサルテーションの重要性を指摘している。

また図1に示すように、久保山ら（2009）が保育士・幼稚園教諭585名から回答を得た調査では、外部の専門機関への期待として「保育内容・方法をアドバイスしてほしい」「子どもの様子を見てほしい」が6割を超えていた<sup>9)</sup>。この結果からも、保育者は専門機関に対して、実際に現場を訪問し、子どもの様子を見て、その場で具体的なアドバイスを提供するなどのコンサルテーションを期待していると考えられる。

### (3) 保護者支援の難しさ

従来から、障害児の家族研究の多くが、親が子どもの障害を受容することの難しさを明らかにしてきた。我が子を受容するがゆえに、子どもに障害があると告げられれば親は精神的に動揺するし、拒否的・防衛的な反応を示す場合もある。

先述の三沢らの調査では、保育者に対して「障害児の親が子どもの障害を受け入れられず、困ったこと」について尋ねたところ、116名から有効回答が得られた。より具体的には、「どうやっても親が障害を受け入れない・受け入れようとししない」「障害に関する話を切り出すことが難しい」「親の希望が子どもの実態にそぐわない」などが挙げられている。同様に、先述の平野らの調査では「気になる子どもの保護者支援において困ったこと」を保育者に尋ねているが、「保護者が我が子の園(所)での状況を理解しようとししない」「保護者が専門機関にかかろうとする意志がない」「保護者に我が子の状況を説明してもその内容を理解する力がない」が上位に挙げられている。

発達障害の場合、幼児期には医師ですら診断には慎重になるし、3歳児健診などで指摘を受けても経過観察となる場合も少なくない。また、確定診断が難しい障害児の親は、段階的に受容に至るよりも、肯定と否定の感情を繰り返す傾向があることも報告されている<sup>10)</sup>。このように揺れ動きやすい心理状態にある親に対して、医師で

もなく、障害児支援の専門職でもない保育者が、障害の可能性を指摘したり受診を勧めても、すんなりと助言を受け入れられないというのは親としてむしろ自然な反応であろう。

厚生労働省による『軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル』では、5歳児健診の重要な目的として「保護者が発達障害に気づく」ことが挙げられている。ただし、保護者に無理に説得しようせず、地域の育児相談や療育相談に結びつけていくことや、そのために医師、保健師、保育士、臨床心理士等が連携する必要性を指摘している<sup>11)</sup>。このように健診の場においてさえ、保護者に「気づき」を促すために専門職の連携が重視されているのであり、就学前施設で「気づき」を促す必要があるのなら同様の体制が必要であると考えられる。しかし実際はそのような連携・協力体制が確立されていないために、保育者による保護者支援の難しさが増幅されているといえる。

## 2. 調査研究及び考察

発達障害児に対する「気になる段階」からの支援について、就学前施設の保育者が直面する課題をより明確にするとともに、効果的な支援の方向性を検討するために、滋賀県A市において実態調査を行った。A市では、母子保健法に基づく乳幼児健診のほかにも2歳半相談を行い、健診後のフォローや就学前施設への巡回相談を行うなど、発達障害児の早期発見・早期療育に努めている。以下、調査の概要及び結果について報告する。

### (1) 調査の概要

#### 調査対象・期間

A市内の幼稚園10カ所・保育所12カ所・認定こども園2カ所・児童発達支援事業1カ所を調査対象とした。調査期間を2013年5月10日～31日に設定し、幼稚園9カ所・保育所9カ所・認定こども園2カ所・児童発達支援事業1カ所から回答を得た（回収率84%）。

#### 調査方法

上記の保育所・幼稚園・認定こども園・児童発達支援事業の管理職に対して調査票（自記式）を配布し、各施設において記入後に回収した。なお、管理職に対しては、クラス担任や担当職員に聞き取りを行ったうえで、施設を代表して回答いただくように要請した。

### (2) 調査結果

#### 1) 就学前施設における発達障害児・気になる子どもの人数

調査票を回収できた就学前施設に通う全児童のうち、発達障害児または気になる子どもの人数・割合を図2に示す。なお、A市では保育所・幼稚園・認定こども園と児童発達支援事業の並行通園を行っていないため、それぞれの在籍児には重複がないことを付記しておく。

調査時点で就学前施設に在籍する総児童数2465人に対し、発達障害の診断を受けた子どもの割合は2.8%となっており（図中A）、診断は確定していないが健診等で指摘を受けた4.0%の子ども（図中B）を加えると計6.8%となる。文部科学省が2002年に実施した調査では、義務教育段階の児童生徒の6.3%に発達障害の可能性があると報告されており<sup>12)</sup>、今回の調査でも近い数値が示された。ただし、先述の厚生労働省による『軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル』によれば、5歳児健診における発達障害の出現頻度は8.2%～9.3%と報告されており、今回の調査のほうが若干低い数値を示している。

また今回の調査では、診断・指摘ともに受けていないが、発達障害の可能性があると保育者が感じる子どもを「気になる子ども」と定義し、その人数を調査したところ4.6%を占めていた（図中C）。以上より、診断を受けた子ども、健診等で指摘を受けた子ども、及び気になる子どもの人数の合計は281人（11.4%）だった。

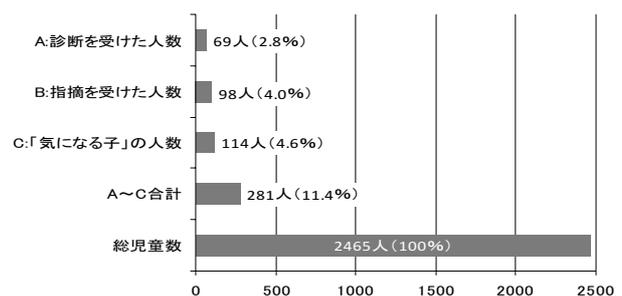


図2 発達障害児・気になる子どもの状況

#### 2) 発達障害児とその保護者に対する支援の課題

##### 発達障害児の支援における課題

過去3年以内に発達障害児（健診等で指摘を受けた子どもを含む）の利用があった就学前施設は、回答を得た21カ所のうち19施設であった。この内、障害児支援に特化しない一般施設（保育所・幼稚園・認定こども園）

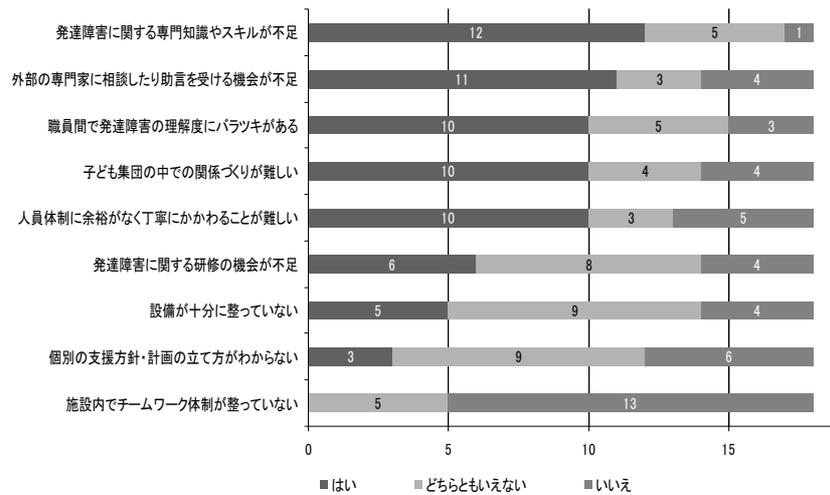


図3 発達障害児の支援における課題

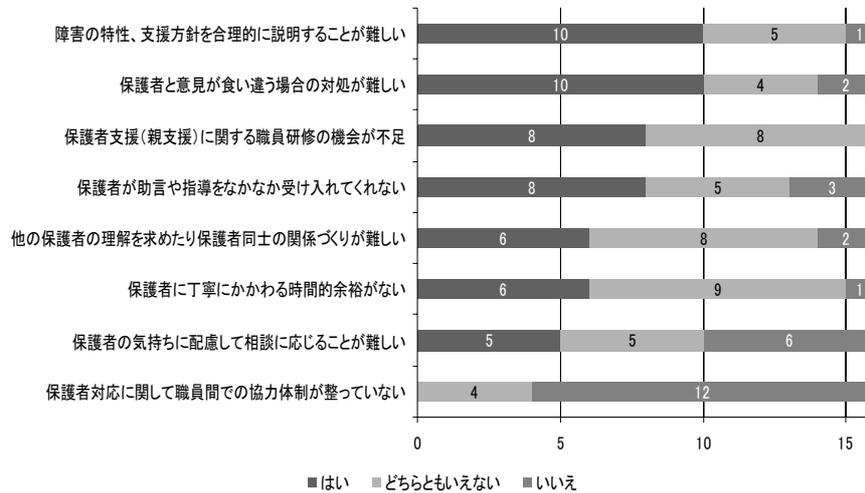


図4 保護者への支援における課題

における課題を明確にするために、児童発達支援事業を除く18施設を分析対象とした。

図3に示すように、発達障害児の支援に関しては、保育者に「発達障害に関する専門知識やスキルが不足している」が最も多く、「職員間で発達障害の理解度にバラツキがある」という回答も相対的に多かった。ただし、「研修の機会が不足している」と明確に回答したのは全体の1/3にとどまり、「外部の専門家に相談したり助言を受ける機会が不足している」のほうが上位にある。これらから、保育者の専門性を高めるための方法としては、コンサルテーションの必要度が高いことが示唆された。

また、発達障害児の受け入れ環境としては、「人員体制に余裕がなく丁寧にかかわることが難しい」という回答が「設備が十分に整っていない」の2倍に達しており、

ハード面よりむしろソフト面での環境の充実が課題であることがうかがえる。

#### 発達障害児の保護者への支援における課題

過去3年以内に発達障害児の利用があった19施設の内、保護者への支援に関して困難を経験したと回答したのは17施設であった。前項同様に一般施設(保育所・幼稚園・認定こども園)における課題を明確にするために、児童発達支援事業を除く16施設を分析対象とした。

図4に示すように、保護者に対して「障害の特性、支援方針を合理的に説明することが難しい」「保護者と意見が食い違う場合の対処が難しい」が最も多く、半数以上の施設がこれらの困難を経験している。結果的に「保護者が助言や指導をなかなか受け入れてくれない」事態

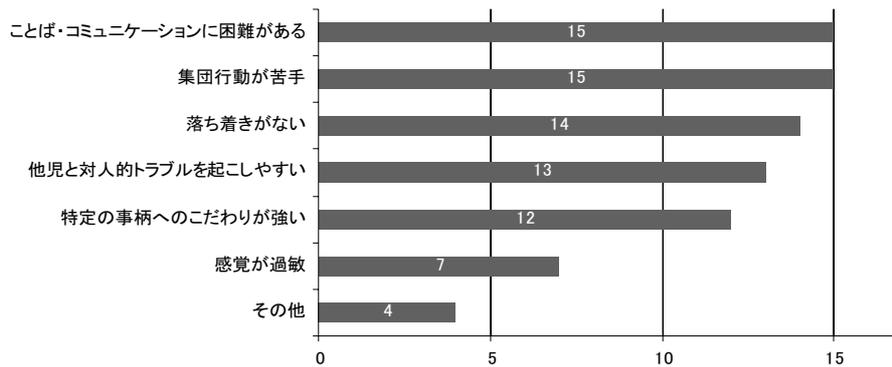


図5 気になる子どもの特徴（複数回答）

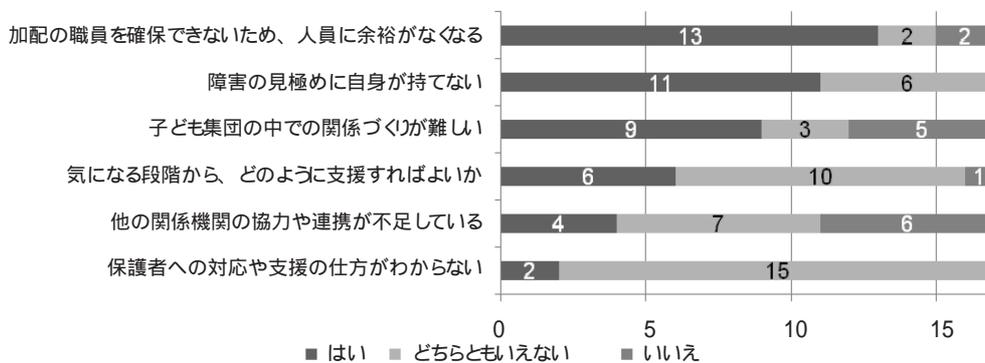


図6 気になる子どもの支援における課題

が起こり得るとも言える。また、「保護者支援（親支援）に関する研修の機会が不足」と回答した施設が約半数あり、子どもへの支援だけでなく、親支援に関する専門知識やスキルを習得する機会が求められているといえる。

### 3) 気になる子どもと保護者に対する支援の課題

#### 気になる子どもの特徴

先述のように今回の調査では、発達障害の可能性がある保育者が感じる子どもを「気になる子ども」と定義したが、具体的にどのような行動特徴が見られるのかについて調査した。過去3年以内に「気になる子どもの利用があった」と回答したのは18施設であったが、障害児支援の専門職が配置されておらず、かつ集団生活を基本とする一般施設における課題を明確にするために、児童発達支援事業を除く17施設を分析対象とした。

その結果、図5に示したように、コミュニケーションの困難、集団行動が苦手、落ち着きがない、他児とトラブルを起こしやすいなど、集団生活における不適応に結びつくような行動特徴が多く見られた。

#### 気になる子どもの支援における課題

前項で分析対象とした17施設について、気になる子どもの支援における課題について調査した。その結果、先述の発達障害児の場合と異なり、診断または健診での指摘を受けていない子どもへの支援に特有の課題が明らかになった（図6参照）。最も多かったのは「加配の職員を確保できないため、人員に余裕がなくなる」であり、「障害の見極めに自信が持てない」が次に続く。ただし「子ども集団の中での関係づくりが難しい」のは、発達障害児の支援にも共通する課題であるといえる。

#### 保護者の「気づき」を促す際の困難

気になる子どもに対して個別の支援を行う（あるいはそのために加配職員を配置する）場合、保護者に了解を得ることが基本となる。それゆえに、保護者の「気づき」を促すことが必要になるのだが、実際は拒否的・防衛的な反応が示される場合があり、保育者にとって最も難しい課題であるといえる。

今回の調査では、前項まで分析対象となっている17

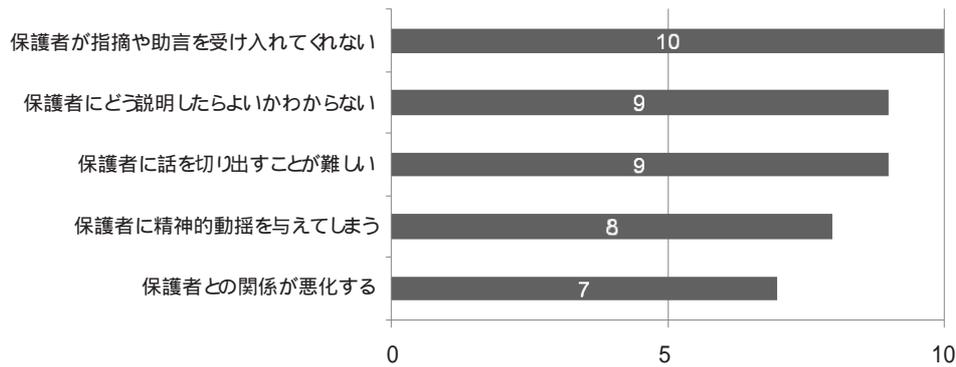


図7 保護者の「気づき」を促す際の困難（複数回答）

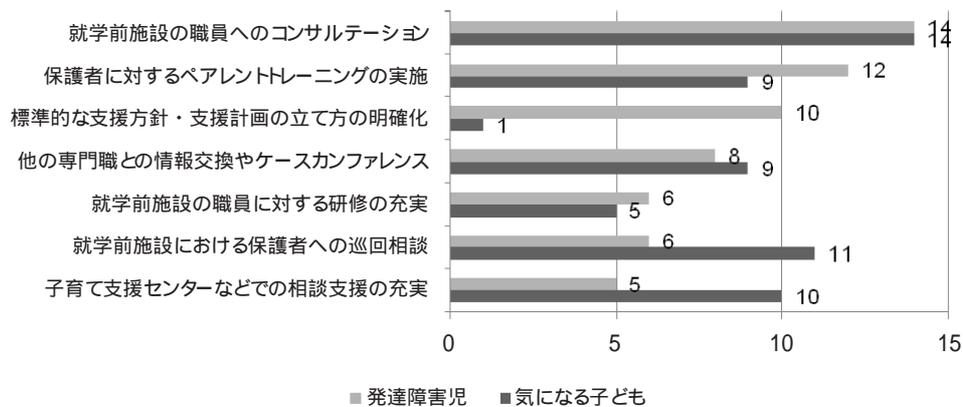


図8 市全体で取り組むべき対応策（必要と思われる施策を3つ以内で回答）

施設に対して、「保護者に対して“気づき”を促してみたが、助言を受け入れてくれなかったり、拒否された経験があるか」を尋ねたところ12施設が「経験がある」と回答した。また、過去3年以内に経験した困難に関しては、図7に示すように「保護者が指摘や助言を受け入れてくれない」が最も多く、次に「どう説明したらよいか分からない」「話を切り出すことが難しい」など、気づきを促す前段階での困難が続く。実際、障害の可能性を伝えた場合には、保護者に精神的動揺を与え、保育者との関係自体が悪化するなどのリスクがあることも示唆された。

#### 4) A市全体で取り組むべき対応策

A市全体で取り組むべき対応策を探るために、調査に回答いただいた21施設すべてを分析対象として意向を確認した。なお、施策の優先順位を明確にするため、とくに必要と思われる施策を3つ以内で選択して回答するように依頼した。

結果は図8に示すとおりである。とりわけ「就学前施

設の職員へのコンサルテーション」の必要度が高く、発達障害児（健診等で指摘を受けた子どもを含む）・気になる子どものいずれの支援に対しても必要とする意見が最も多かった。また、発達障害児・気になる子どもの双方に関して「他の専門職との情報交換やケースカンファレンス」は、「職員に対する研修の充実」よりも必要度が高く、個別事例に対応した連携や専門的助言・情報提供を必要とする傾向が高いといえる。

特徴的なのは、「標準的な支援方針・支援計画の立て方の明確化」について、発達障害児に対する場合と、気になる子どもに対する場合との間で、顕著な差が見られる点である。先述のように、気になる子どもに対して個別の支援を行う場合、保護者に了解を得るのが基本であるため、まずは保護者の“気づき”を促すことが必要になる。標準的な支援方針・支援計画を明確化し、それに沿って支援を行うのは、保護者が障害（あるいはその可能性）に関して認識した後のステップであるという保育者の考えがうかがえる。

こうした意向は、他の選択肢の回答傾向にも表れてい

る。「子育て支援センターなどでの相談支援の充実」「就学前施設における保護者への巡回相談」のいずれも、気になる子どもの場合において必要度が高い。保育者は、就園前の子育て支援の段階、あるいは就園後には専門家による保護者への巡回相談を充実させることにより、「気づき」を促す働きを他の専門職との連携によって高めることを望んでいると推察される。

「保護者に対するペアレントトレーニングの実施」は、発達障害児の保護者支援としての必要度のほうが若干高い結果が示された。これに関しても、子どもの発達に関して診断・指摘を受けていない保護者に対して、障害児の子育てに特化したペアレントトレーニングを行うことは現実的に難しいという事情を反映したものと考えられる。ただし、気になる子どもに対する支援としても9施設が「必要」と考えており、保護者支援に関するペアレントトレーニングの必要性は総じて高いといえる。

### 3. 総合考察

発達障害児に対する「気になる段階」からの支援について、既述の先行研究及び筆者らが実施した調査から導き出された知見に基づき、就学前施設における対応策を検討する。

A市の就学前施設に対する調査では、気になる子どもに見られる特徴として「言葉・コミュニケーションに困難がある」「集団行動が苦手」「落ち着きがない」「他児と対人的トラブルを起こしやすい」などが挙げられた。これらは、先行研究によって報告されている行動特徴とも類似しており、改めて保育者が認識する「気になる子ども」のなかに発達障害の疑いがある児童が少なからず含まれることが示唆された。

発達障害児に対する早期支援の観点に立てば、いわゆる「気になる段階」から、子どもの行動特徴や保護者の心理に配慮した支援を開始することが重要である。しかしながら実態としては、子どもの保育だけでなく保護者への対応をめくって保育者が困難を経験し、それゆえに外部の専門機関の協力・連携を要する傾向が明らかになった。

これらの点をふまえ、地域における専門職の連携を前提としつつ、就学前施設における課題及び対応策として以下の3点を提起する。

#### (1) 保護者の「気づき」を促す支援体制

発達障害の早期発見に関しては、乳幼児健診でのスクリーニングの精度を高めるなどの取り組みが進められてはいるが、それでもなお発達段階が早期であるほど見極めは難しい。先述の厚生労働省による『軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル』によれば、5歳児健診において障害の可能性を指摘された児童のうち、半数以上が3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていなかったことが報告されている。

結果的に子どもが健診等で指摘を受けず、保育者が最初に子どもの発達上の問題に気づく場合が起こり得る。A市の就学前施設に対する調査では、こうして「気になる子ども」と認識されている児童が4.6%在籍していた。

しかしながら一方で、保育者が何らかの問題を認識していても、それを障害として捉えるべきかどうかはより専門的な判断を必要とする。また、保育者の立場から、保護者側の“気づき”や理解を促すのは容易ではなく、拒否的な反応や関係の悪化など、種々の困難を伴う事例が少なくないことも明らかになった。

そもそも、我が子に障害があると告げられて、保護者が拒否的・防衛的な態度を示すのは自然な反応であり、決して「無理解な親」ではない。多くの保育者はそのような親の心理を理解しているがゆえに、子どもに支援が必要だと感じていても、最初の一步を踏み出せずに躊躇する。だからこそ、障害の可能性を見極め、保護者の気づきを促すという難しい役割を保育者だけに任せきりにせず、医師、保健師、保育士、臨床心理士等が連携しながら慎重に行う必要があるといえる。

#### (2) 個別事例に対応したコンサルテーション

日常的な保育実践のなかで、発達障害や障害児保育に関する専門知識やスキルが不足していると感じる保育者は相対的に多く、それゆえに外部の専門家によるコンサルテーションが必要とされている。また、A市の就学前施設における調査では、発達障害児（健診等で指摘を受けた子どもを含む）に対するだけでなく、その前の「気になる段階」の支援から、保育者がコンサルテーションを必要とする傾向が認められた。とりわけ保護者側の理解が十分に得られていない段階では、職員の加配や個別支援を組み込むことが難しく、種々の制約があるなかで保育を効果的に行うために専門的助言を求める保育者

が多いものと推察される。

なお、保育者へのコンサルテーションについては、どのような専門職によって、どのようにコンサルテーションを実施していくのが今後の検討課題であろう。制度上では、2012年度に「保育所等訪問支援」が創設され、障害児支援の専門職による保育所や幼稚園などへの訪問型支援が強化された。これによって障害児本人への発達支援だけでなく、訪問先施設の職員に対する助言・指導等を一体的に行うことが可能になっている。ただし「保育所等訪問支援」は保護者の申請によって利用が開始されるため、保護者の「気づき」や理解が十分に得られていない場合には活用することが難しい。従来からある「障害児等療育支援事業」との兼ね合いも考慮しつつ、地域におけるコンサルテーション体制を構築することが急務であるといえる。

### (3) ペアレントトレーニング

子どもの保育を効果的に行うためには、保護者との協力が欠かせない。保護者の意向を尊重しながら、支援方針・支援計画を共有し、同じ目線で子どもにかかわることが重要なのである。しかしながら実際は、発達障害児（健診等で指摘を受けた子どもを含む）の支援をめぐる、保育者と保護者の間で意見が食い違ったり、助言を受け入れてもらえないなどの事例があることが明らかになった。

ペアレントトレーニングは、プログラムを通して保護者が学ぶ障害理解や子育ての知識を、保育者とも共有できるなら、支援方針・支援計画の共有化に役立つと思われる。また、辻井ら（2010）の研究では、ペアレントトレーニング実施後に、母親自身が抱く「理想の母親像・自己像」と現実の自分とのズレが小さくなり、セルフイメージが肯定的な方向に変化したという結果が報告されている<sup>13)</sup>

従来から、障害児の家族支援としてペアレントトレーニングの必要性が認識されてきたものの、公的支援として制度化されているわけではなく、保護者がプログラムに参加できる機会は極めて限られている。児童発達支援センターなどが中心となり、地域の支援システムにペアレントトレーニングを組み込み、就学前段階から保護者が支援を活用できる機会を拡充することが望まれる。

### おわりに

今回の研究は、就学前施設に在籍する発達障害児に対して、「気になる段階」から確定診断後に至る早期かつ継続的支援のあり方を探ってきた。結果的に、子どもの発達支援だけでなく保護者支援が重要であり、また保育者のみにそのような支援を任せきりにせず、地域における専門職の連携や支援体制が必須であることに言及した。

なお筆者らは、今回の調査を実施したA市においてコンサルテーション及びペアレントトレーニングの実施体制に関する研究にも取り組んでいる。これについては研究の進捗状況に応じて、いずれ続報として報告したい。

最後に、調査にご協力いただいたA市の担当課、保育所、幼稚園、児童発達支援事業の関係者に心より感謝申し上げます。

### 註

- 1) 本研究における「発達障害児」とは、発達障害者支援法の定義を基本とし、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害がある子どもを指すが、その内、知的発達の遅れが比較的認められない「軽度発達障害児」に着目する。
- 2) 本郷一夫、澤江幸則、鈴木智子、小泉嘉子、飯島典子（2003）「保育所における「気になる」子どもの行動特徴と保育者の対応に関する調査」『発達障害研究』25（1）、50-61。
- 3) 池田友美、郷間英世、川崎友絵、山崎千裕、武藤葉子、尾川瑞季、永井利三郎、牛尾禮子（2007）「保育所における気になる子どもの特徴と保育上の問題点に関する調査研究」『小児保健研究』66（6）、815-820。
- 4) 下野未紗子、稲富真彦（2007）「保育所における「気になる」子ども：行動特徴、保育者の対応、親子関係について」『高知大学教育学部研究報告』67、11-20。
- 5) たとえば杉山登志郎（2007）は、著書『子ども虐待という第四の発達障害』（学研教育出版）の中で、被虐待児を「第四の発達障害」と呼んでいる。第一は、精神遅滞、肢体不自由などの古典的発達障害、第二は自閉症候群、第三は学習障害、注意欠陥多動性障害などのいわゆる軽度発達障害、そして第四の発達障害としての子どもの虐待である。ここでいう「発達障害」とは、発達上に困難があり、社会的支援を必要とする子どもを幅広くとらえている点で広義である。その上で、被虐待児の早期発見・保護だけでなく、発見後の継続的な支援の必要性を論じている点において示唆に富んでいる。
- 6) 渡辺顕一郎、田中尚樹（2013）『「気になる子ども」と「気にする先生」への支援：発達障害児のためにコミュニティ・福祉・教育ができること』金子書房。
- 7) 三沢真理、西館有沙、徳田克己（2005）「障害児担当保育者の苦悩とニーズ - 母親の障害受容を促す役割を中心に -」『アジア障害社会学研究』5、111-122。
- 8) 平野華織、水野友有、別府悦子、西垣吉之（2012）「幼稚

- 園・保育所における「気になる」子どもとその保護者への対応の実態：クラス担任を対象とした調査をもとに（第2報）」『中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要』13, 145-153.
- 9) 久保山茂樹, 齊藤由美子, 西牧謙吾, 當島茂登, 藤井茂樹, 滝川国芳 (2009) 「「気になる子ども」「気になる保護者」についての保育者の意識と対応に関する調査：幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言」『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』36, 55-76.
- 10) 中田洋二郎 (2002) 『子どもの障害をどう受容するか - 家族支援と援助者の役割 -』大月書店.
- 11) 厚生労働省 (2007) 『軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル』(主任研究者：小枝達也).
- 12) 文部科学省 (2003) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」. ただし, 学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合であり, 医学的診断に基づくものではないことに留意すること.
- 13) 辻井正次, 井上雅彦, 永田雅子, 野邑健二, 宮地泰士 (2010) 「ペアレントトレーニングプログラムの開発と効果の検討」『厚生労働省科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業 発達障害児に対する有効な家族サービスの開発と普及の研究 平成 19~21 年度 総合研究報告』.